

## 4 意思決定支援について

### (1) 定義

意思決定支援については、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～第2条第3項で以下のように定義されています。

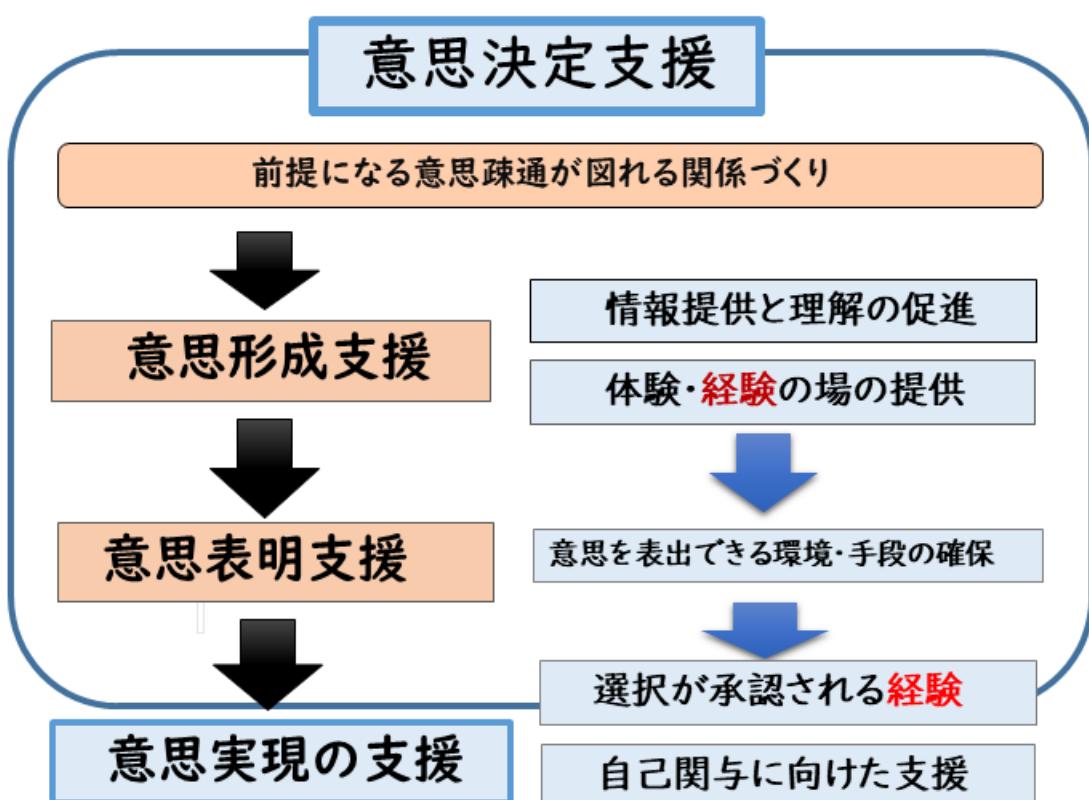
「**意思決定支援**とは、障害者が自ら意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるように、自己決定を支援することをいう。」

意思決定支援を構成する要素として、適切な情報、認識、環境の下で意思形成されることへの支援を行う「**意思形成支援**」、形成された意思を適切に表明・表出することへの支援を行う「**意思表明支援**」、本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援を行う「**意思実現支援**」があります。

相談支援従事者は丁寧な意思決定支援を行うことで真のニーズを導き出し、「本人を中心とした支援」を実現することが求められています。

### 意思決定支援のイメージ

神奈川県障害者相談支援従事者現任研修（横浜市）より引用



## (2) ケアマネジメントプロセスに沿った意思決定支援

意思決定支援は、特別なことや新しいことを行うものではなく、相談支援従事者が、日々実践しているケアマネジメントプロセスに沿って、支援を行っていくことそのものです。前提として本人との関係性の構築や、本人の意思決定能力への配慮（合理的配慮）が必要となります。これは、意思表明支援の1つでもあります。

「アセスメント」は、まさに「意思決定」の土台とも言えるものです。相談支援従事者は、アセスメントを行う中で、本人の主訴をリアルニーズに導き出す必要があります。その具体的な支援として、積極的な傾聴を通じて、背景にある想いへの気づき、ストレンジスへの理解を深めるやり取りが生まれます。ストレンジスのニーズへの変換、本人にとって分かりやすい情報提供、体験等によるやりたいことの選択肢を広げること、ニーズ（本人の想い）を鮮明にしていくことなどは、「意思形成支援」に関わる支援と言えます。こうしてニーズは本人と相談支援従事者で合意していく必要があります。意思実現のスタートラインと共に立つ本人と相談支援従事者で確認をする重要なプロセスといえます。

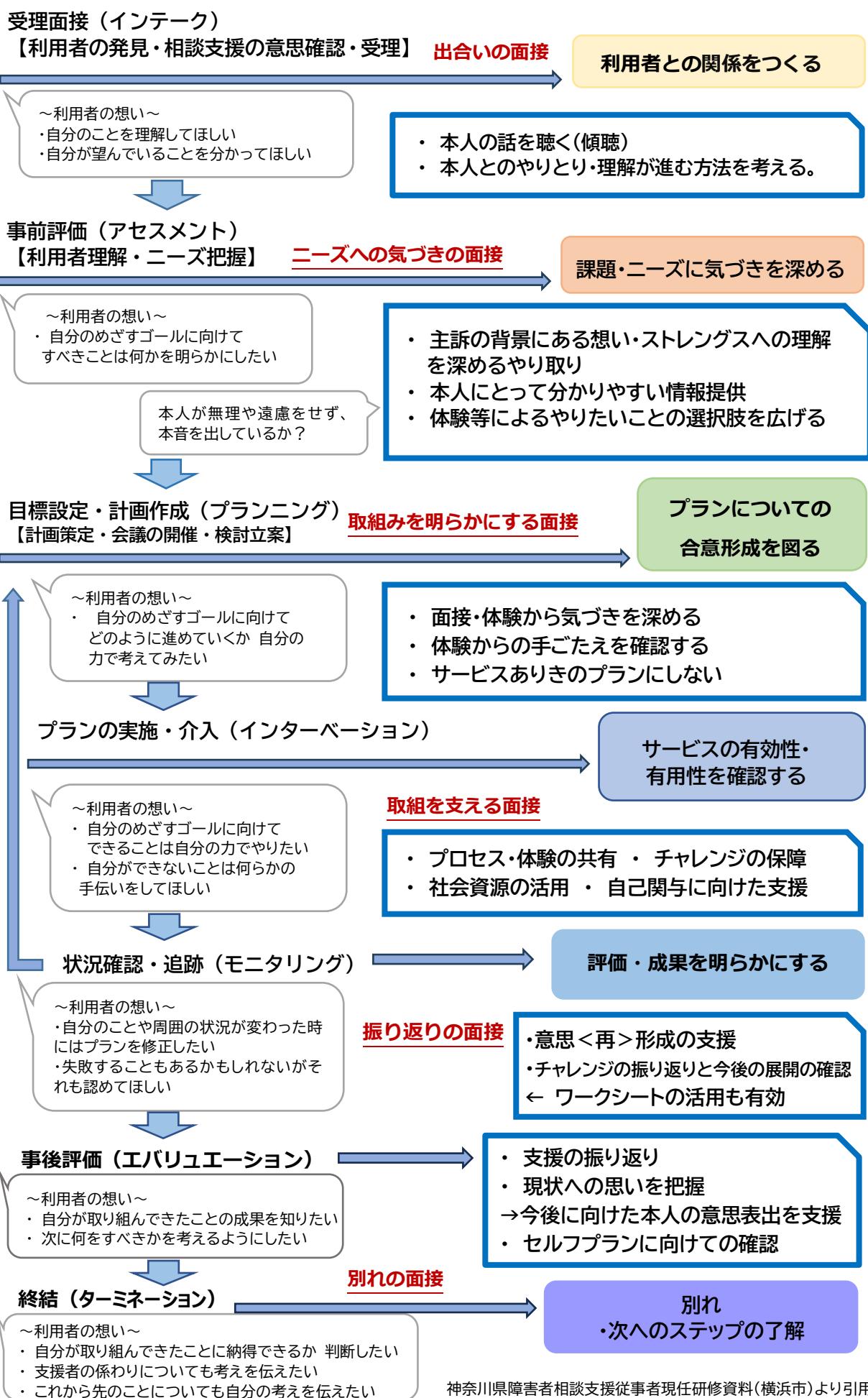
目標設定・計画作成（プランニング）においては、本人に対して、サービス利用に向けたわかりやすい情報提供と体験的理による選択を保障し、利用決定に向けた意思表明を促進します。信頼関係に基づく本人と支援者との合意形成を図り、サービスありきではなく、ニーズありきのプランニングを心がけることが必要となります。プランの実施は、まさに意思実現に向けた支援です。本人との体験の共有やチャレンジをすることの保障も必要となります。この場面においては、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要なポイントとなります。

モニタリングでは、体験（小さな実現支援）を通じて意思形成され、過去の表明内容が変更されることもあることを意識すること（意思「再」形成支援）や、新たな経験を獲得した時の本人の反応を把握し、環境や本人の変化による意思表明の方法の変化にも着目する意思表明支援が必要となります。意思再決定の支援には、本人と相談支援従事者の再合意を図ることを繰り返し実施していきます。

エバリエーション・終結においては、終了・次のステップに向けた不安を明らかにし、解消へつなげること（十分な傾聴）や、つまずきへのリフレーミングから、新たな挑戦への意欲の形成（十分な対話）といった意思形成支援をしていく必要があります。また、現状に対する本人の思いを把握し、今後に向けた本人の意思表明の支援を行います。

～利用者の気づきと意思決定をサポートする～  
ケアマネジメントプロセスにおける相談支援面接の目的・支援者の役割

それ  
ぞ  
れ  
の  
場  
面  
で  
適  
切  
な  
面  
接  
技  
術  
を  
用  
い  
て  
利  
用  
者  
に  
向  
か  
い  
合  
う

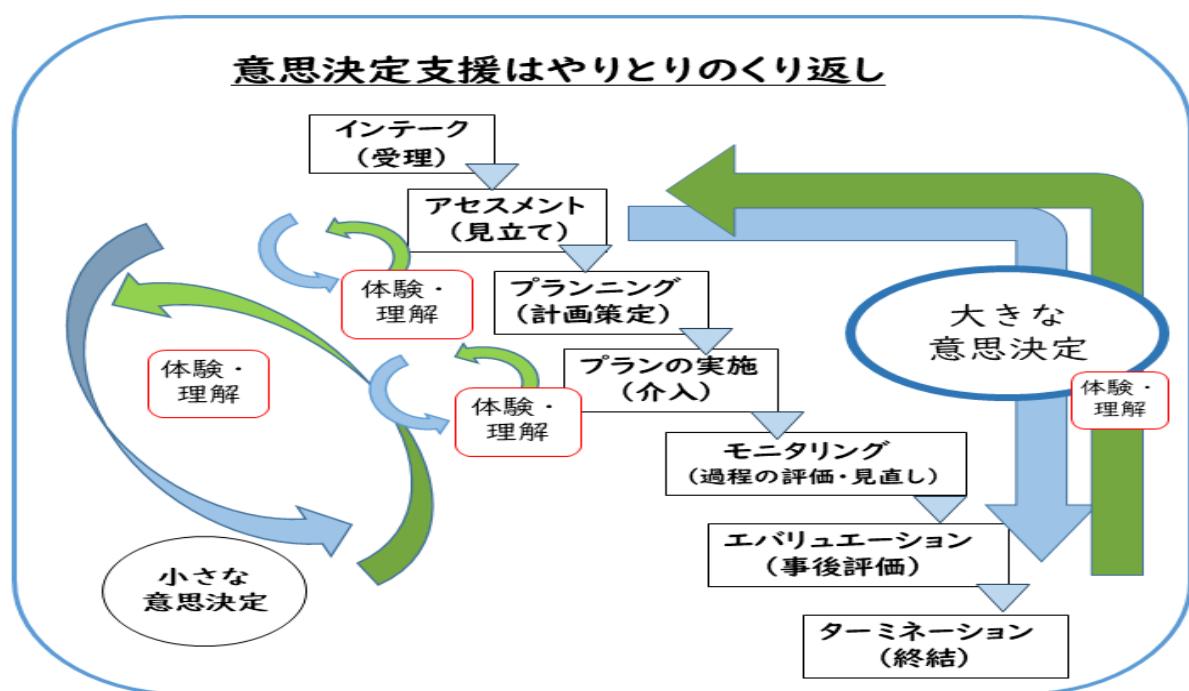


### (3) 意思決定支援の中での支援者の葛藤～葛藤からの展開～

意思決定支援を実践する中で、相談支援従事者として葛藤する場面も少なくありません。その中でも留意しておきたい点としては、相談支援従事者にとって不合理と思われる意思決定も尊重すべきということです。

ただし、その意思決定を「自己責任」の一言で片づけ、相談支援従事者としての責任を放棄することではありません。挑戦にはつまずきがつきものですが、挑戦を通じて、「何に気がついたか」「次はどうしていくのかと、繰り返し、絶えず問い合わせること、本人とともに併走し続けることが必要です。意思の「再」形成を図るためにも、「あきらめ」ではなく「可能性（ストレンジス）を探る」こと、「どうせ無理」から「どうしたらできるのか」共に考え、ゴール＝意思の実現に向けての道筋をたてていくことになります。

また、本人が自信を持って意思決定を行うためには、本人の自尊心や達成感が日頃から満たされていることが重要です。日常的に本人が自ら意思決定を行う機会に接し、成功・失敗に至る過程を経ながら、「自らの意思決定が他者に尊重された」という経験を本人が得られるよう、本人に関わる支援者らが協力して支援をする（エンパワメント）環境が整備されることが求められます。こうした本人を中心とした支援の中でもたらされた、本人の感情・行動面の前向きな変化は、相談支援従事者自身のエンパワメントにつながり、プラスの循環が続きます。



神奈川県障害者相談支援従事者現任研修資料（横浜市）より引用

#### (4) 意思決定支援をチームで取り組む

意思決定を支援チームで取り組むには客観性の担保である、第三者の視点も重要な要素です。多面的な視点で、本人の「小さな意思決定」を捉るために、すべての関係者が参画すること、日々の取組を関係機関と振り返る機会を持つことが重要です。

日頃行っている、サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて意思決定支援会議を開催することも一つの方法です。その会議の中では、情報交換や本人の意思の推定、最善の利益を判断する機会ともなります。共有される情報は、「ストレンジス（強さ・長所等）」の視点が意識され、明確な根拠にもとづく日々のエピソード（“根拠ある主観”による見立て）について、関係者間での共有・議論等を経たものである必要があります。支援チームとして意思決定支援ができているかを常に確認することのメリットは、チームの支援力向上にもつながることです。

また、チーム外に第三者の視点を置くことで、意思決定支援の客観性をより厳密に担保することができます。他、適切な記録の整備がなされていることは、第三者との情報共有を行う中でも、円滑に支援が進むメリットにもなります。

#### (5) 意思決定支援を地域から社会に広げるには

相談支援従事者が実践する「意思決定支援」は、一個人の支援と思いがちですが、本人の意思形成を促す体験のため、本人の思いを実現するために、多様な機会や場所（社会資源）が必要となります。「個の課題」を「地域の課題」として取り組むことを目的に、自立支援協議会を活用することも有効です。こうした意思決定支援の取組は、障害のある人が地域で安心して暮らせる共生社会の実現にもつながるからです。自分の思いを伝えると、相手に伝わる。自分のことを理解してもらい、安心感を得る。思いを叶えるためにチャレンジし、思いが実現していく。障害を理由としてできない人もいることを、支援の中で考えていく必要があります。

自分と一緒に考えてくれる人、思いに寄り添ってくれる人が存在することは、いつでも誰にとっても日々の暮らしの中の支えとなります。それは障害のある本人だけではなく、相談支援従事者自身にも通じることです。支援に迷ったり、葛藤があった時には、ケアマネジメントプロセスに立ち返ったり、支援チームやスーパーバイザーに相談し、助言を求めてみましょう。それぞれのつながりや取組が、横浜市の障害者支援全体に広がり、障害のある人はもちろん、支援者自身にとっても心豊かな暮らしにつながることでしょう。

##### 【参考資料】

- ・意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（令和2年 意思決定支援ワーキンググループ発行）
- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年 厚生労働省発行）
- ・神奈川県障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援研修資料
- ・神奈川県障害者相談支援従事者現任研修資料（横浜市開催時資料）

## 参考資料

神奈川県版意思決定支援ガイドラインは、障害者支援施設の支援者向けに現場での行動や姿勢をチェックリスト方式で示したもので、国ガイドラインを補完する位置づけして作成されたものとされています。

しかしながら、相談支援従事者にも共通する意思決定支援に必要な姿勢が掲げられています。このポイントを意識しつつ日々の実践や自身の行動について確認をしましょう。

(神奈川県版意思決定支援ガイドラインより一部引用)

### ～意思決定支援の7つのポイント（神奈川県版ガイドラインより）～

1	本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）
2	本人を知ること、理解すること
3	本人が安心して意思を表明できる環境（ソフト面、ハード面）を整えること
4	本人を中心したチームで検討（模索）し続けること
5	第三者の視点を導入すること（客観性の担保）
6	人間関係や社会関係を外へと広げる方向で支援すること
7	施設全体で取り組むと

※ 「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」は神奈川県ウェブサイトより入手できます

[支援者向けの情報\(研修資料等\) - 神奈川県ホームページ](#)

